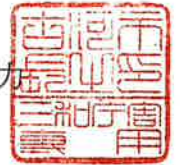


古 環 第 114 号
令和 7 年 3 月 18 日

古 河 市 環 境 審 議 会
会 長 清 水 範 夫 様

古河市長 針 谷



諮 問 書

古河市一般廃棄物処理施設の一元化方針案について、古河市環境審議会条例（平成 17 年 9 月 12 日条例第 110 号）第 2 条の規定により、貴審議会に意見を求めます。

記

〈古河市一般廃棄物処理施設の一元化方針案〉

『古河地区の一般廃棄物処理については、

1. さしま環境管理事務組合に、令和 10 年 4 月を目標に加入する。ただし、墓地斎場等管理事業を除く。また、資源関連施設については、引続き組合と協議したうえで決定する。
2. 古河地区に、可燃ごみ中継施設を新たに建設する。
3. 組合加入後、順次、古河クリーンセンターを廃止する。』